

# 九州歯科大学大学院学則

法人規程第 35 号

平成 18 年 4 月 1 日

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 7 条）
  - 第 2 章 履修科目、履修の方法及び認定並びに学位（第 8 条 - 第 18 条）
  - 第 3 章 入学、転学、休学及び退学（第 19 条 - 第 27 条）
  - 第 4 章 特別聴講学生及び特別研究学生（第 28 条・第 29 条）
  - 第 5 章 懲戒（第 30 条）
  - 第 6 章 授業料等（第 31 条）
  - 第 7 章 教員組織（第 32 条 - 第 33 条）
  - 第 8 章 補則（第 34 条）
- 附則

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 九州歯科大学大学院（以下「大学院」という。）は、歯学に関する学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を窮めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

#### （博士課程）

第 2 条 大学院に博士の学位を与える課程（以下「博士課程」という。）を置く。

2 博士課程は、独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加えるとともに、専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うものとする。

第 3 条 大学院に歯学研究科を置き、次の専攻課程を設ける。

歯学研究科	専攻	学科目数	学科目（分野）名
	歯科基礎学系	8	生体材料学 頭頸部構造解析学 口腔組織機能解析学 生理学 分子情報生化学 口腔病態病理学 感染分子生物学 口腔応用薬理学
	歯科臨床学系	15	総合診療学 齲蝕歯髄疾患制御学 歯周病制御再建学 顎口腔欠損再構築学 口腔再建リハビリテーション学 保健医療フロンティア科学 総合内科学 口腔機能発達学 顎口腔機能矯正学 画像診断学 病態制御学 形態機能再建学 歯科侵襲制御学 摂食機能リハビリテーション学 外科学
合計		23	

(歯学研究科委員会)

第4条 歯学研究科に歯学研究科委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、歯学研究科に係る次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項並びに学位の授与に関する事項
- (2) 教育課程の編成に関する事項
- (3) 学長から諮問を受けた教員の採用、昇任に係る選考に関する事項
- (4) その他歯学研究科の運営に関する重要事項

3 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は、別に定める。

(修業年限及び在学期間)

第5条 大学院の修業年限は、4年とする。ただし、学長の許可を得て在学期間を8年まで延長することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に優れた業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(学生定員)

第6条 入学定員は、歯科基礎学系9人、歯科臨床学系21人、計30人とし、収容定員は、120人とする。ただし、外国人留学生は、定員外とする。

(学年、学期及び休業日)

第7条 九州歯科大学学則(平成18年法人規程第34号)第14条、第15条及び第16条の規定は、大学院の学年、学期及び休業日について準用する。

## 第2章 履修科目、履修の方法及び認定並びに学位

(履修科目及び単位)

第8条 歯学研究科に設ける履修科目及び単位は、別表のとおりとする。

(履修方法)

第9条 学生は在学期間中に、それぞれの専攻課程において定められた主科目20単位以上、副科目及び選択科目を10単位以上(選択科目を4単位以上)の合計30単位以上を取得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(履修の認定)

第10条 各科目の履修の認定は、試験又は研究報告等の方法によって行う。

2 各履修科目の成績は、優(100~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)を合格とし、所定の単位を与える。

(教育方法の特例)

第11条 歯学研究科において教育上特別に必要があると認められるときは、別に定めるところにより、夜間その他特定の時期において授業又は研究指導を行うことができる。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第12条 教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が当該大学院等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、10単位を限度に、委員会の議を

経て博士課程の修了要件の単位として認めることができる。

3 他の大学院等における授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第13条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院、研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。この場合において、当該研究指導を受けることができる期間は、原則として1年を超えないものとする。

2 他の大学院、研究所等における研究指導に関し必要な事項は、別に定める。

(追試験及び再試験)

第14条 病気その他の事由により試験を受けることのできなかつた者については、追試験(研究報告等を含む。)を、不合格の者には再試験(研究報告等を含む。)を行うことができる。

(学位)

第15条 大学院において授与する学位は、博士(歯学)とする。

(博士課程による学位授与)

第16条 歯学研究科において所定の単位を取得し、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、学位を授与する。

(論文提出による学位授与)

第17条 歯学研究科の課程を経ないで前条に規定する学位論文と同等以上の内容を有している論文を提出して審査に合格し、かつ、専攻課程に関して同様に広い学識を有することを試問(外国語を含む口述及び筆記試験をいう。)により確認された者には、学位を授与する。

(学位規程)

第18条 学位に関する規程及び学位記載の様式については、学長が定める。

### 第3章 入学、転学、休学及び退学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年初めとする。

(入学資格)

第20条 大学院に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学の歯学部歯学科、医学部医学科又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における歯学、医学又は獣医学を履修する課程を含む18年の課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条第1項第6号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (4) 学校教育法施行規則第70条第1項第8号の規定により、委員会において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認める者
- (5) 専門分野を問わず、委員会において前各号に定める者と同等以上の学力があると認める者

(入学願)

第21条 大学院の入学志願者は、所定の入学願書に出身大学の卒業証明書及び学業成績証明書又はこれらに準ずるものを添えて入学を願い出なければならない。

(入学試験)

第22条 入学試験は、筆記試験、面接試験及び健康診断とする。

2 外国人で大学院に入学を志願する者について行う入学試験については、学長が別に定める。

(転入学)

第23条 学長は、他の大学の大学院に在学する者が本大学の大学院に転入学を願い出たときは、学年の初めに限り、選考のうえ、その転入学を許可することができる。この場合において、転入学を許可された者がすでに当該大学の大学院において履修した科目及び単位並びに在学年数の認否は、委員会が決定する。

2 前項の転入学願は、当該大学の学長の紹介状を必要とする。

(転出学)

第24条 大学院の学生が他の大学の大学院に転出学しようとするときは、学長あてに転出学願を提出するものとする。

2 委員会において転出学が適当であると認めるときは、学長は、前項の転出学を許可する。

(休学及び退学)

第25条 大学院の学生が病気その他の事故により2か月以上にわたって休学しようとするとき又は退学しようとするときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、学長は、特別の事由があるときは、委員会の議を経て、休学の期間を延長することができる。

(復学及び再入学)

第26条 前条の規定により休学した者は復学を、退学した者は再入学を願い出ることができる。

2 学長は、復学又は再入学を願い出た者を、委員会の議を経て、復学又は再入学させることができる。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者は、委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第5条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 死亡した者

2 前項の規定にかかわらず、前項第5号に掲げる者については、委員会の議を経ずに除籍するものとする。この場合においては、当該学生が死亡した日をもって除籍とする。

第4章 特別聴講学生及び特別研究学生

(特別聴講学生)

第28条 他の大学院の学生で、大学院の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該

大学院との協議に基づき、特別聴講学生として履修を認めることができる。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第29条 他の大学院の学生で、大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることができる。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 懲戒

(懲戒)

第30条 大学院の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為のあった者は、委員会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学処分とする。

## 第6章 授業料等

(入学考査料等)

第31条 入学考査料、入学料、授業料その他の費用の種類、額及び納入方法等については、別に定める。

## 第7章 教員組織

(教員組織)

第32条 大学院の教員は、九州歯科大学の教員の中から、学長が命ずる。

(研究科長)

第33条 歯学研究科に、歯学研究科長を置く。

## 第8章 補則

(補則)

第34条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この学則の改正は、平成19年4月1日から施行する。

3 この学則の改正は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

4 この学則の施行の際廃止された九州歯科大学大学院学則(昭和41年10月福岡県告示第824号。以下「廃止前の学則」という。)に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

別表 履修科目

各専攻別事項

各専攻別主科目一覧より履修すること。

専攻別主科目一覧

1 歯科基礎学系専攻

科 目		単位数	備 考
主 科 目	生 体 材 料 学	講義・演習 2 0	
	頭 頸 部 構 造 解 析 学	講義・演習 2 0	
	口 腔 組 織 機 能 解 析 学	講義・演習 2 0	
	生 理 学	講義・演習 2 0	
	分 子 情 報 生 化 学	講義・演習 2 0	
	口 腔 病 態 病 理 学	講義・演習 2 0	
	感 染 分 子 生 物 学	講義・演習 2 0	
	口 腔 応 用 薬 理 学	講義・演習 2 0	

2 歯科臨床学系専攻

科 目		単位数	備 考
主 科 目	総 合 診 療 学	講義・演習 2 0	
	齲 蝕 歯 髓 疾 患 制 御 学	講義・演習 2 0	
	歯 周 病 制 御 再 建 学	講義・演習 2 0	
	顎 口 腔 欠 損 再 構 築 学	講義・演習 2 0	
	口 腔 再 建 リ ハ ビ リ テーション 学	講義・演習 2 0	
	保 健 医 療 フ ロ ン ティ ア 科 学	講義・演習 2 0	
	総 合 内 科 学	講義・演習 2 0	
	口 腔 機 能 発 達 学	講義・演習 2 0	
	顎 口 腔 機 能 矯 正 学	講義・演習 2 0	
	画 像 診 断 学	講義・演習 2 0	
	病 態 制 御 学	講義・演習 2 0	
	形 態 機 能 再 建 学	講義・演習 2 0	
	歯 科 侵 襲 制 御 学	講義・演習 2 0	
	摂 食 機 能 リ ハ ビ リ テーション 学	講義・演習 2 0	
	外 科 学	講義・演習 2 0	